

第4回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月30日(木)午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)

3. 出席委員 18名

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第40号 現況証明願いについて

日程第3 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

7. 会議の概要

議長

ただ今から、第4回大樹町農業委員会総会を開きます

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、
8番 宮本 明夫 委員、9番 吉田 義明 委員を指名いたします。

日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年9月28日の第3回総会以降で報告していない業務
について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 4筆 73, 148㎡

契約年月日 平成26年3月29日

解約年月日 平成29年8月30日

基盤強化法による賃貸借

2. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認知について

番号1番

賃借権の権利の移転を受ける者 (地区) (氏名)

賃借権の権利の移転を受ける土地 (地番)

始期 平成29年10月10日 終期 平成36年9月21日

知事が許可した年月日 平成29年10月4日

番号2番

賃借権の権利の移転を受ける者 (地区) (氏名)

賃借権の権利の移転を受ける土地 (地番) 他6筆

始期 平成29年10月10日 終期 平成37年8月31日

知事が許可した年月日 平成29年10月4日

この2件の案件につきましては、経営移譲のため、(権利の移転を
受ける者の父)より賃借件の権利の移転を行うものであります。

3. 会議関係について

- (1) 9月29日(金) 農地等あっせん委員会
申出者 (氏名)
役場2階中会議室(第3班)
- (2) 10月5日(木) 第6回大樹町町議会臨時会(別紙1)
役場4階議場(会長出席)
- (3) 10月11日(水) 大樹町農業委員会OB会PG大会
晩成温泉(穀内農地委員長 出席)
- (4) 10月12日(木) 国有地にかかる農地判定等の照会
(現地調査)(別図1)
(地番)先
(地権者地先)向井委員
- (5) 10月18日(水) 農地転用・現況確認班会議
(氏名)・一時転用、
(氏名)・現況確認
役場1階大会議室(第2班)
- (6) 10月16日(月) 農業者年金加入促進活動(別紙2)
～19日(木) 対象者:17世帯22名
(政策支援加入)

4. その他

- (1) 農作物生育作況調査(10月15日現在)(別紙3)

秋撒き小麦と馬鈴薯については進捗率が100%と終了しておりました。小豆、大豆、てんさいが10%～15%の進捗率ということでこれは10月15日現在なので、現在はもう少し進んでおります。

それからサイレーン用とうもろこしにつきましては、台風の影響によりまして収穫作業が難航したということからマイナス5日の遅れとして10月15日現在で90%の進捗率ということになっております。

以上、業務報告といたします。

以上、業務報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第40号、現況証明願いについての件を議題といたします

提案説明を求めます。

水津局長

議案第40号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案いたしますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、1番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主事

議案第40号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積合計 1,487㎡

平成29年10月18日、第2班 竹内班長のもと現地調査を行っております。

こちらは、申請地を現在畑として使っていない農地を、本現況証明で登記簿地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について、調査班より報告を求めます。

第2班班長、竹内 稔 委員から報告願います。

6番

竹内委員

議案第40号1番、(申請者)の現況証明願いにつきまして、ご説明いたします。図面を見ていただくとわかる通り、申請地は宅地の中にある土地でありまして、北海道の農地としては面積が小さく大型機械も入れないことから、農地として使用するには合理的ではないため、農地・採

草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
議案第40号、現況証明願いについての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
日程第3、議案第41号、農地法第5条の規定による許可について
の件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第41号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を
申し上げます。今回ご審議頂きます、農地法第5条の規定による許可
については1件でございます。内容は、砂利採取としての一時転用が
1件です。その申請の可否についてご審議賜りたくご提案いたします
ので、ご審議方よろしくお願ひいたします。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第41号、農地法第5条の規定による許可について、ご説明い
たします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑
面積 27,823 m²のうち11,232 m²
申請年月日 平成29年10月3日
目的 砂利採取のための一時転用
時期 許可の日から平成30年11月26日
利用権設定等の種類 使用貸借

計画内容

掘削面積 10,005 m²
砂利採取量 44,115 m³
保安区域 1,227 m²

転用基準ですが、農業振興地域整備計画において農用地となっておりますが、申請期間が1年以内の一時転用であるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと思われま

す。許可理由は、農地法施行令第11条第1項第1号の規定による転用となります。

砂利採取の案件では、隣接する地権者に同意書をいただくこととしておりますが、本申請地は内地番での転用になり、当事者以外の隣接者がいないことから同意書はいただいております。

また、チェックリスト・申請図面や位置図を次ページ以降に添付しておりますので、ご参照願います。

なお、農業施設以外への転用案件であることから、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要な案件になります。

。

また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と確認し、農地として復元されているか確認いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に調査班より、調査報告を求めます。

番号1番について、第2班 班長 竹内 稔 委員、報告願います。

6番
竹内委員

議案第41号、番号1番の（貸主）から（借主）への砂利採取の件についてご説明申し上げます。

この案件は、4～5年前から継続して行われている事業の一環であります。今回の案件は、前回の砂利採取地の隣に続いて行なわれるものです。

現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、この他の農地への被害も考えられず、周辺への影響はないものと、班では

判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

穀内委員。

13番
穀内委員

今回申請地の隣でも砂利採取を行っておりましたが、現状は農地に復元されていたのでしょうか。

議長

竹内委員。

6番
竹内委員

前回の砂利採取面積が5反ほどで面積が狭いものですから、表土は平らになっておりますが牧草の播種は行われておりません。今回の1町ほどの砂利採取が終わったら、合わせて1町5反の牧草の播種を行いたいとの話でありました。

議長

他に質疑ありませんか。

原口委員。

7番
原口委員

現状復帰の計画ですが、約1年は休耕ということでしょうか。

議長

竹内委員。

6番
竹内委員

(貸主)自身が、5反の農地は、今回の砂利採取終了後に合わせて播種を行いたい意志があるため、1年遅らせて播種を行うとのこととです。

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第41号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当として北海道農業会議に意見書を聴取すること、並びに農業委員会会長の専決処分でご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第42号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第42号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は1件でございます。内容は、農地等売買支援事業による北海道農業公社の買い入れが1件です。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第42号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下5筆

台帳地目 畑 現況地目

面積 合計 73,148㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成29年10月31日

対価の支払期限 平成29年12月14日

土地の引渡時期 対価の支払日

金額 7,180,000円 支払方法 指定口座に振込

借受予定者 (地区) (氏名)

こちらの案件は農地等売買支援事業を活用して、農地の所有権を移転するもので、売主から北海道農業公社に所有権移転し、借受予定者に5年間賃貸借した後に買い受ける案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第42号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、11月28日、火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第4回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年10月30日

会 長 鈴木正幸

委員(8番) 宮本明夫

委員(9番) 志田義明